

令和3年度

包括外部監査結果報告書  
(概要版)

委託契約に関する事務の執行について

八尾市包括外部監査人

田 上 智 子

## <目次>

第1	包括外部監査の概要	- 3 -
1	外部監査の種類	- 3 -
2	選定した特定の事件（監査テーマ）	- 3 -
3	監査テーマの選定理由	- 3 -
4	監査対象期間	- 4 -
5	監査対象とした委託契約	- 4 -
6	監査対象部局	- 4 -
7	監査の視点	- 4 -
8	監査の方法（主な監査手続）	- 6 -
9	補助者	- 7 -
10	利害関係の有無	- 7 -
11	結果と意見の書き分け等	- 7 -
第2	委託契約に関する事務の概要	- 8 -
1	八尾市における委託契約事務	- 8 -
2	八尾市における委託契約の全体像	- 9 -
第3	監査対象とした契約の全体像	- 11 -
1	抽出方法	- 11 -
2	監査対象の抽出にあたって採用した考え方	- 12 -
第4	包括外部監査による監査の結果及び意見（共通事項）	- 13 -
1	選定手法（一般競争入札）	- 13 -
2	選定手法（指名競争入札）	- 13 -
3	選定手法（随意契約）	- 13 -
4	選定手法（公募型プロポーザル方式）	- 13 -
5	契約保証金のあり方	- 14 -
6	再委託	- 14 -
7	随意契約における「予定価格」を定める手続のあり方について	- 14 -
8	文書管理	- 14 -
第5	包括外部監査による監査の結果及び意見（各論事項）	- 15 -
1	〔広報・公民連携課〕番組制作及び放送業務委託契約	- 15 -
2	〔総務課〕本庁舎警備及び建物総合管理業務委託契約	- 15 -
3	〔財政課〕記念品調達・送付等関係業務委託契約	- 15 -
4	〔人権政策課〕八尾市外国人相談窓口運營業務委託契約	- 16 -
5	〔人権政策課〕八尾市男女共同参画センター業務委託契約	- 16 -
6	〔人権政策課〕外国人市民情報提供事業委託契約	- 16 -
7	〔人権政策課〕人権啓発関係業務委託契約	- 17 -

8	〔人権政策課〕 八尾市人権啓発事業業務委託契約.....	- 17 -
9	〔市民課・コミュニティ政策推進課〕 市民課及び庁内案内の窓口業務委託	- 18 -
10	〔地域共生推進課〕 八尾市福祉生活相談支援事業業務委託契約.....	- 19 -
11	〔高齢介護課〕 八尾市介護保険の窓口業務委託契約 .....	- 19 -
12	〔健康保険課〕 診療報酬明細書等点検業務委託契約 .....	- 20 -
13	〔健康保険課〕 国民健康保険料納付案内コールセンター業務委託契約 .....	- 21 -
14	〔健康保険課・障がい福祉課〕 八尾市国民健康保険・高齢者医療及び障がい者 医療窓口業務委託契約 .....	- 21 -
15	〔健康推進課〕 定期予防接種業務委託契約.....	- 23 -
16	〔健康推進課〕 妊婦健康診査業務委託契約.....	- 23 -
17	〔健康推進課〕 集団検診業務に係る委託契約.....	- 23 -
18	〔健康推進課〕 休日急病診療所窓口業務, 診療報酬明細書作成及び総括業務.....	- 23 -
19	〔産業政策課〕 八尾市立中小企業サポートセンター事業業務委託契約 .....	- 24 -
20	〔労働支援課〕 八尾市パーソナル・サポート事業業務委託契約.....	- 24 -
21	〔労働支援課〕 地域就労支援コーディネーター業務委託契約 .....	- 25 -
22	〔循環型社会推進課〕 8種分別・指定袋制に係るごみ袋の製作及び配送業務委託契約.....	- 25 -
23	〔環境施設課〕 八尾市リサイクルセンター運転管理業務委託契約.....	- 26 -
24	〔土木管財課〕 道路・水路台帳更新業務委託契約 .....	- 26 -
25	〔土木管理事務所〕 公園・緑地等環境保全清掃業務委託契約 .....	- 26 -
26	〔水道局お客さまサービス課〕 八尾市水道料金徴収等総合業務委託契約 ...	- 27 -
27	〔水道局お客さまサービス課〕 八尾市水道料金システム保守業務委託契約-	- 27 -
28	〔水道局工事管理課〕 令和2年度平日昼間水道施設修繕補修業務(①).....	- 27 -
	令和2年度休日夜間水道施設修繕補修業務(②).....	- 27 -
29	〔水道局施設整備課〕 八尾市水道施設運転管理等業務.....	- 28 -
30	〔学校教育推進課〕 八尾市英語指導者派遣事業 .....	- 28 -
31	〔学校教育推進課〕 八尾市研究拠点校学習支援事業 .....	- 29 -
32	〔学務給食課〕 八尾市中学校給食調理業務委託契約 .....	- 30 -
33	〔学務給食課〕 八尾市小学校給食調理業務委託契約 .....	- 30 -

## 第1 包括外部監査の概要

### 1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び包括外部監査契約に基づく特定の事件に関する監査

### 2 選定した特定の事件（監査テーマ）

委託契約に関する事務の執行について

### 3 監査テーマの選定理由

- (1) 八尾市の財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率については、過去5年間（平成27年度から令和元年度）で、98.8%から100.4%と類似団体のなかでも高い水準で推移している。市民に必要なサービスを持続的に提供していくためには、事務事業について不断の見直しをする必要があり、市民目線による無駄の削減と、事業の有効性向上によるサービス提供の確保が必要である。八尾市における「委託料」の一般会計に占める割合は、継続的に概ね6%前後を占め続けており（平成27年度から令和2年度の実績、詳細は、報告書本編の第2・6参照）、「委託料」は、重要な支出項目であるといえる。これらのことから、その事務の執行について、「合規性」はもとより、特に「有効性」・「経済性」・「効率性」の観点等から、組織横断的な監査を行うことは、八尾市の行財政改革へも寄与するものと考えた。
- (2) 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号）が施行されて以降、八尾市を含む全国の多数の自治体において、民間ができることは、できるだけ民間に委ねるとの考えのもと、窓口業務をはじめとした各種業務の民間委託等が推進されてきたところ、近時、一部の自治体では外部委託の継続による市職員のスキル・ノウハウの低下への懸念、民間委託の費用対効果への疑念があるとされ、あるいは、民間委託により期待された市民サービスの向上や業務効率化が図られなかったことなどから、一旦、外部委託を進めた事務事業が直営に戻された例もあることから、八尾市でも、民間への業務委託の妥当性等を確認する意義があると思料される。
- (3) 加えて、委託契約における「競争性」、「公平性」、「透明性」の確保は、内部の

視点のみからではなく、外部の視点からの監査を受けることが有用である。

- (4) 八尾市では、平成21年度に「委託契約及び工事請負契約の事務の執行について」とのテーマで包括外部監査が行われているが、平成21年度当時は、八尾市でも策定したばかりの「公民協働による公共サービスの提供に関する基本方針」に沿って各種業務の民間委託等の推進を進め拡大しようとしていた時期であり、その効果や問題点を振り返って検証すべき時期ではなかったといえる。したがって、それから10年を経過した現時点において、改めて、その監査の焦点を「委託契約」に絞って包括外部監査を行う意義が高いと思料し、本テーマを選定した。

#### 4 監査対象期間

令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）

ただし、必要に応じて、令和2年度以前の各年度及び令和3年度についても対象とした。

#### 5 監査対象とした委託契約

契約金額が100万円以上の委託契約から、第3・1（抽出方法）のとおり抽出の上、報告書本編の第3・3記載の委託契約を対象とした。

#### 6 監査対象部局

委託契約の所管部局（ただし、新型コロナウイルス感染症対策のため繁忙である保健所、病院、消防等は、監査対象から除外）のうち、監査人が抽出した各委託契約を所管する部局 及び契約事務を所管している契約検査課。

#### 7 監査の視点

##### (1) 包括外部監査における基本的視点

- ① 合規性（地方自治法第2条第16項）
- ② 経済性、効率性、有効性（同法第2条第14項）

- ③住民の福祉に寄与するものであるか（同法第2条第14項）
- ④組織及び運営の合理化が図られているか（同法第2条第15項）
- ⑤透明性，公平性，競争性が確保されているか
- ⑥履行の確保が図られているか

## （2）監査にあたり特に意識した点

上記（1）の包括外部監査における基本的視点の下で，具体的には，特に以下の観点からの監査を行った。

### ①合規性の視点

- ・委託に関する事務は，地方自治法，地方自治法施行令，市が定める条例，規則その他の法令等及びその趣旨に従い適切に行われているか。

### ②経済性，効率性，有効性等の視点

- ・委託契約を導入している各種事業について，PDCAは行われているか。
- ・必要な場合に事業実施手法，又は事業そのものの見直しが行われているか。
- ・委託料は合理的に決められているか（委託料の算定過程は明確になっているか。委託内容に比して，委託料は合理的な水準となっているか。業務内容・量によってではなく，委託先の組織を基準として委託料を算定するなど，実質，委託先への補助金となっていないか。）
- ・委託した業務内容が適切に実施されたか，実績確認や委託による効果測定を行っているか。

### ③住民福祉の視点

- ・委託契約及びその内容は，住民福祉の増進につながるものか。

### ④組織及び運営の合理化の視点

- ・委託により，八尾市の組織の運営が合理化されているか。
- ・委託業務間の重複等がないか。

### ⑤競争性，公平性，透明性の確保の視点

- ・委託先の選定は適切に行われているか（委託先の選定にあたり，一般競争入

札，指名競争入札の際に競争性・透明性の確保，機会均等及び公平性に十分配慮されているか。随意契約を採用する場合は，その理由に十分な合理性が認められるか。）。

## 8 監査の方法（主な監査手続）

### （1）予備調査（初期における問題点の把握）

予備調査として，八尾市における委託契約の全体像を把握するため，行財政改革の流れ（その流れにおける民間委託の増加），事務分掌，効果測定，平成21年度の包括外部監査への対応等についてのヒアリングを行い，また，資料として，委託契約に関連する要綱・指針・マニュアルの提出を求め，その確認を行った。さらに，100万円以上の委託契約について，八尾市において作成している一覧表を確認した。

### （2）監査対象となる委託契約の抽出

報告書本編の第3・3のとおり，監査対象となる委託契約を，33個抽出している（新型コロナウイルス感染症対策のため繁忙である保健所，市立病院，消防局等は，除外して抽出している。）。

これ以外についても，本調査において調査対象として取り上げた契約が存在する。ただし，本調査を進めるうちに，合規性及び3E監査の観点から目立った問題点が現れる可能性が少ないものは除外することとし，上記の33個に注力したものである。

### （3）監査手続き

第一に，監査対象とした業務委託に関する財務事務について，各所管部局に「調査票」を配布して，下記の事項について回答を求めた。これについては，意見交換のために記載を求めたものを除き，整理の上，報告書本編に引用している。

そのうえで，契約締結に関する起案文書等の関連文書の閲読及び所管部署の担当者への質問等を行い，関係法令等への準拠性，経済性，効率性，有効性等を始め各監査視点について検討した。また，適宜，契約事務を所管する契約検査課への質問等も実施した。

なお，監査対象となる委託契約について，実際の業務が行われている「現地」の確

認も、本来、積極的に実施したいと考えていたところであるが、監査を行っている令和3年の新型コロナウイルス感染症の問題<sup>1</sup>の影響もあり、市役所本庁舎で行われている各種「窓口業務」の確認を行ったことを除いては、実施していない。

## 9 補助者

弁護士	木虎孝之
弁護士	福岡智彦
弁護士	稲辺大志
弁護士	木岡昌裕
弁護士	橋本亮太
公認会計士	玉置寿子
公認会計士	長谷川史世
公認会計士	増田千春

## 10 利害関係の有無

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29に規定されている利害関係はない。

## 11 結果と意見の書き分け等

監査の結果については、原則として次のとおり書き分けている。

【結果】適法性、合規性の観点からは是正・改善を求めるもの。

【意見】経済性、効率性、有効性（同法第2条第14項）、住民の福祉に寄与するものであるか（同法第2条第14項）、組織及び運営の合理化が図られているか（同法第2条第15項）の観点から、是正・改善を求め、又は意見を述べるもの。

なお、本監査結果報告書に記載した金額等の数値の多くは概数であるため、合計した数値がその内訳と一致しない場合があることにご留意いただきたい。

---

<sup>1</sup>特に令和3年夏から秋にかけての時期の感染者数の増加、及び緊急事態宣言の発令



## 第2 委託契約に関する事務の概要

### 1 八尾市における委託契約事務

#### (1) 組織体制

八尾市において、契約事務を所管する部局は、総務部契約検査課である。

契約検査課は、①公正な入札の執行と適正な契約事務を実施するため、その手法について庁内へ周知を図るとともに、入札制度の改善・検討を行っている。また、②予定価格が200万円以上の工事等の入札や契約に係る業務、各課からの要求に応じて物品や印刷物の発注業務等を行っている。さらに、③工事等の設計審査や工事検査、成績評定を行っている。特に「委託契約」については、全体の管理、統括的事務としては、庁内の事務担当者を対象とした契約事務研修等において適切な契約事務について周知に努めるとともに、詳細については各課と個別相談を行っている。また、入札参加資格者の名簿の作成管理も行っている。

なお、委託契約の締結事務自体は、各事業の所管部局において実施され、上記の随意契約の公表も、共通の指針によってではあるが原則として各所管部局が実施している。ただし、情報システム関連は、全て、政策企画部行政改革課ICT推進室が契約締結においてより専門的なチェックを行う運用としている。

また、八尾市の場合、「入札等監視委員会」は、下記に列記した事項を担っている。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 市が発注した工事に関し、入札及び契約の手續の運用状況等について報告を行うこと。</li><li>(2) 市が発注した工事のうち委員会が抽出したものに関し、一般競争入札に係る入札参加資格の設定の経緯及び指名競争入札に係る指名の経緯等を審議し、意見の具申又は勧告を行うこと。</li><li>(3) 市が発注した工事の入札及び契約についての再苦情処理を行うこと。</li><li>(4) その他公共工事等に関する入札及び契約の適正化を図るため、委員会の審査を必要とする事項に関すること。</li></ol> |
|---|

#### (2) 委託契約事務に関する動向

八尾市においては、行財政改革の一連の流れのなかで、近年の厳しい財政状況や市民ニーズの多様化に対応した質の高い公共サービスの提供をめざし、平成19年に「公民協働による公共サービスの提供に関する基本方針」を掲げ、市民・企業・行政の協

働の取組を推進している。その中で公共サービス提供手法の一つとして外部委託を位置付けており、効果性・効率性の向上が図れるものは行政責任を確保したうえで外部委託化を行い、政策立案といったコア業務へ職員の職務をシフトさせられるよう取り組みを進めてきた。

その後、平成28年には、「八尾市行財政改革行動計画」の中で、専門性が高い業務については技術やノウハウを次代に継承しつつ、効率的に運営していく必要があることから、すでに業務委託により実施している業務について、評価見直しを行い委託業務の範囲見直し（一部の内製化等）を行った。

令和元年に策定した「新やお改革プラン・同実行計画」でも公民協働推進の考えを継承し、地方行政サービス改革の各市の取組状況や、トップランナー方式の対象となっている業務を中心に、外部委託化等を検討している。

### （3）関係する八尾市の例規

委託契約に関連する八尾市の条例及び規則は、以下のものがあげられる<sup>2</sup>。

条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・八尾市契約条例</li> <li>・八尾市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例</li> </ul>
規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・八尾市財務規則</li> </ul>
要綱・ガイドライン等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・随意契約のガイドライン</li> <li>・八尾市公募型プロポーザル方式の実施に関するガイドライン</li> <li>・八尾市IT調達ガイドライン</li> <li>・八尾市長期継続契約に関する取扱要領</li> </ul>

このほかに、「契約事務に関する研修会資料」として、契約検査課が各課の契約事務担当者向けに実施する研修資料があり、この中で、契約締結事務における各種留意点や、市の規則・要綱の解釈運用等が示されている。

## 2 八尾市における委託契約の全体像

### （1）金額の推移

<sup>2</sup> 水道局等に関する「規程」は省略している。

過去6年度における、八尾市における、一般会計の歳出合計、指定管理料を除いた委託料（予算上の節の区分が「委託料」である歳出）の額及びその一般会計歳出に占める割合は、下記のとおりである。変動はあるが、一般会計歳出の概ね6%程度が委託料となっている<sup>3</sup>。

年度	一般会計の歳出合計 (単位：万円)	指定管理料を除いた委託料 (単位：万円)	委託料の割合 (%)
平成27年度	10,718,709	670,699	6.3
平成28年度	9,568,197	570,610	6.0
平成29年度	9,936,246	528,862	5.3
平成30年度	10,167,849	538,043	5.3
令和元年度	9,997,777	598,544	6.0
令和2年度	13,413,726	701,908	5.2

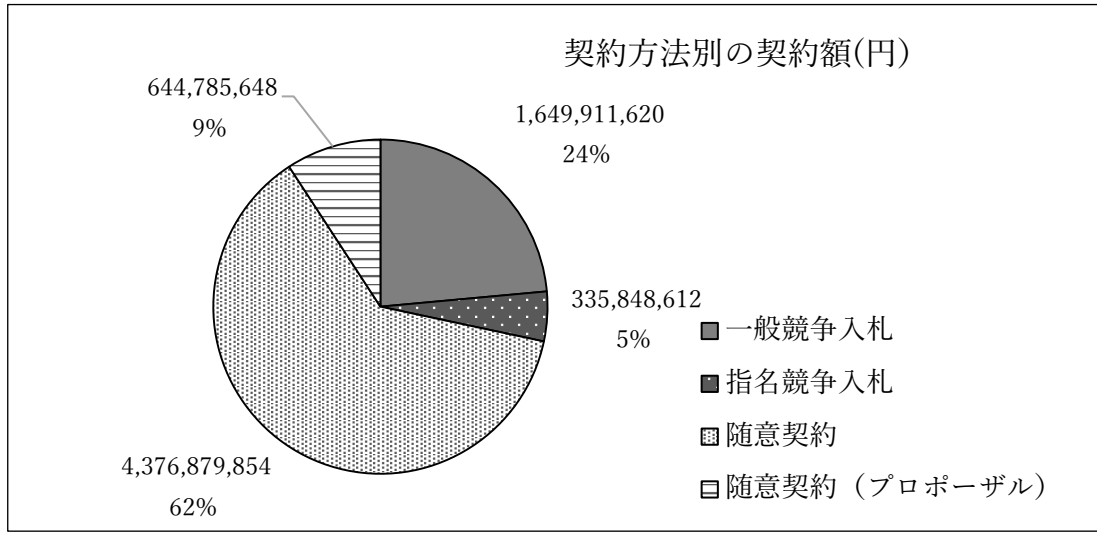
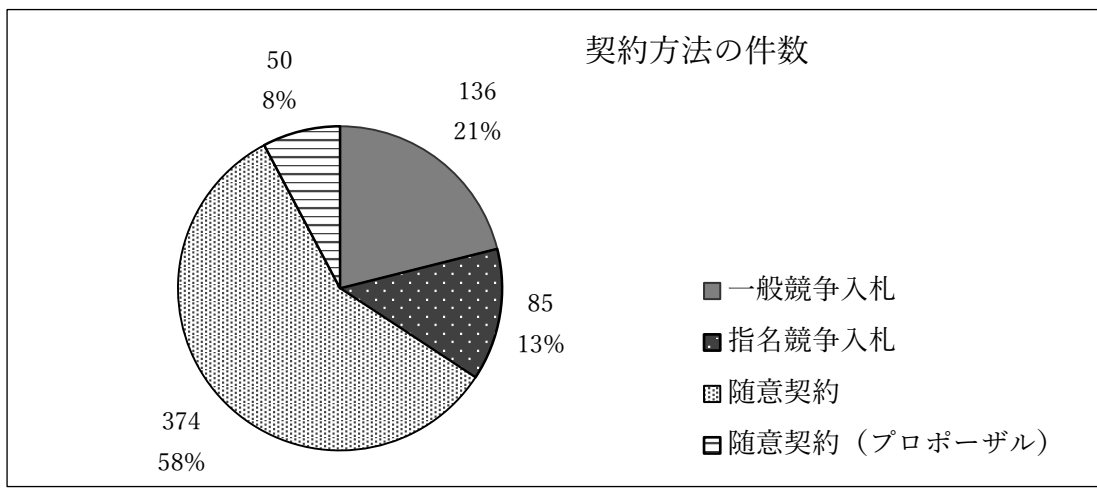
## (2) 契約手法

八尾市において作成されている、100万円を超える委託契約の一覧に基づき、一般会計及び特別会計について、契約手法別の契約件数及び契約金額について抽出した結果は、以下のとおりである<sup>4</sup>。グラフのとおり、随意契約が、件数単位でも金額単位でも、過半数を占めている<sup>5</sup>。

<sup>3</sup> 特別会計では、社会保険給付等の歳出が多い等の特殊性から、概ね1～2%程度となっている。

<sup>4</sup> ただし、IT関係の契約は、一覧表が別に作成されており、また、長期継続契約や、設備の賃貸借等を同時に締結しているものも多く、合わせて集計することが困難なため除外した。

<sup>5</sup> IT関係の契約についても、随意契約が大部分を占めている。



### 第3 監査対象とした契約の全体像

#### 1 抽出方法

予備調査において、100万円を超える委託契約の一覧（八尾市において各年度、作成されているもの）をベースとして、監査対象とする委託契約の抽出を行った（ただし、予備調査を行った令和3年4月ないし5月の時点では、暫定的に令和元年度の当該一覧表を受領し、その後に令和2年度の委託契約の一覧を得て、監査対象の一部を入れ替える等している。）。

その結果、33個の委託契約が監査対象となった。

## 2 監査対象の抽出にあたって採用した考え方

監査対象の抽出にあたっては、委託契約の金額のみに着目する方法（いわば機械的に契約金額の大きい順に選択する方法）も考えたが、その場合、特定の部局に偏りやすいと思われたため、以下の観点から、抽出を行った。なお、できる限り、委託契約を通じて、実現しようとしている「事業」自体の目的・狙いを把握することに努め、3Eの観点からの監査を行うことを念頭において進めた。

- (1) 所管部局（市長部局と教育委員会事務局，水道局等）の間で，偏りがないようにする。
- (2) 一般会計に属するもの，特別会計に属するものについて，偏りがないようにする。
- (3) 契約相手方の選択手段として，一般競争入札，指名競争入札，随意契約（プロポーザル方式以外のもの），随意契約（プロポーザル方式）などがあり，これらにつき偏りがないようにする。
- (4) 特に，市民に接点を有する「窓口業務」及びそれに類する業務について，八尾市では，近年，業務委託契約が多用されていることから，それらについては重点的に監査を行う。
- (5) 外郭団体との間で随意契約によって締結されている委託契約については，重点的に監査を行う。

## 第4 包括外部監査による監査の結果及び意見（共通事項）

### 1 選定手法（一般競争入札）

**[意見1]**入札を経ているが、同一の相手方との契約が継続しているものの見直しについて

入札参加者が低調で、長期間同一事業者との契約が続くなどの問題案件については、入札に参加しなかった事業者等に聞き取り調査（アンケート調査）等を行う取り組みを行われたい。

### 2 選定手法（指名競争入札）

**[意見2]**指名競争入札における指名について

指名競争入札における指名業者の選定方法及び業者数について、指名基準の策定等を検討されたい。また、指名競争入札を行うことが特に有利といえるような場合以外は、一般競争入札等への方式変更も検討されたい。

### 3 選定手法（随意契約）

**[意見3]**特定の相手方との継続的な随意契約の可否の定期的な見直しについて

長期間、随意契約による契約締結が継続されているもの（今回の監査対象となったもの以外を含む）について、①他の事業者による実施ができないのか、②委託業務の枠組みの変更による競争性の導入の余地がないか等について、適宜、検討されたい。

### 4 選定手法（公募型プロポーザル方式）

**[意見4]**プロポーザルの活性化について

公募型プロポーザル方式の利用にあたっては、より多くの事業者から、より多くの提案を受けるような手続とすることに、特に意識されたい。具体的には、①公募にあたっては周知期間を十分に確保すべきこと、②広く参加者を募るため周知方法も工夫すべきこと、③予定する契約年数が複数年度になりうる場合（予定であったとしても）可能な限りそれを明記することが望ましいこと等について、全体的な改善を期待する。

**[意見5]**プロポーザルと入札の選択について

プロポーザル手続を実施する必要性が低減してきていると思われる業務では、価格のみの競争による一般競争入札や、品質等を加味した総合評価落札方式の入札によるべきであると解されるため、検討されたい。

## 5 契約保証金のあり方

### [結果 1] 契約保証金の免除に関する財務規則の適用関係について

契約保証金の免除に関し、財務規則の解釈適用の誤りが見受けられた。契約検査課において、財務規則の当該部分に関する正しい解釈を示し、それを全庁に通知する等、全庁的な見直しが必要である。

### [意見 6] 財務規則第 122 条第 6 号による契約保証金の免除のあり方について

八尾市財務規則第 122 条第 6 号の適用においては、現在、具体的な適用基準や例がないが、具体的な適用基準や例を示すなどして、契約保証金免除のあり方を検討されたい。

## 6 再委託

### [意見 7] 再委託の承認の要否について

再委託の承認に係る事務の取り扱いについては、現在、研修資料等にも記載がない。注意点等について、契約検査課が発信することが望ましい。

## 7 随意契約における「予定価格」を定める手続のあり方について

### [意見 8] 予定価格の積算に関する文書の作成・保存

随意契約により契約を締結する場合も、財務規則に基づき、予定価格を決める必要があり、単に見積書に記載された単価や必要時間を受け入れるのではなく、取得した見積書に記載された価格と、その前に定めていた予定価格を対照して適否を検討するなど、より適切な金額にて契約締結を行うこととするべきである。

## 8 文書管理

### [意見 9] 契約に関する文書の保存期間

市の工事又は物品等に関する契約文書の保存規程は「重要なもの」は 10 年保存、「重要でないもの」は 5 年保存とされているが、工事契約や物品等以外の契約類型については、明文の規定がない。委託契約に関する文書を適切に保存するためにも、規程の改正や解釈の見直しなどをすべきである。

### [意見 10] 「文書の完結の日」年度の理解

八尾市文書取扱規程第 34 条第 2 項本文では「文書は、完結の日の属する会計年度又は暦年によって保管しなければならない。」と定められているところ、複数年にまたがる契約や長期継続契約については、その最終年度を「完結」の日として理解するのが

正しい理解であるため、それに基づき、正しく文書保存をすべきである。

## 第5 包括外部監査による監査の結果及び意見（各論事項）

### 1 〔広報・公民連携課〕番組制作及び放送業務委託契約

#### [意見 11]各番組の聴取状況の把握の必要性

FM放送番組の「どの時間帯の、どの番組が聴取されているか、また、市民に認知されているか」について、定量的な指標となるものを測定すべきである。

#### [意見 12]出演者の個別の外注単価について

市としても、コミュニティ放送の委託契約の大きな構成要素である「出演料」の内実を把握し、その要素を調整することによって委託費を上下することができるのかの情報を保有できるようにし、交渉による一定の経費削減効果や費用対効果の検証を行うべきである。

#### [意見 13]外郭団体としてのあり方について

市は、毎年、高額な委託費を支出しておりその歳出額が大きいこと、費用対効果が必ずしも明らかではなくむしろ乏しいというべき状況にあることに鑑み、「やおコミュニティ放送株式会社」の今後のあり方に関する議論を進めるべきである。

### 2 〔総務課〕本庁舎警備及び建物総合管理業務委託契約

#### [意見 14]同一の業者による応札が継続している状況について

入札で、長期間にわたり同一業者の応札が継続している状況は、潜在的な理由があると考えられるため、背景事情の解明に努められたい。

### 3 〔財政課〕記念品調達・送付等関係業務委託契約

#### [意見 15]業務結果の報告方法について

「ふるさと納税」の新規商品の開発・発掘等に関する業務は、委託業務の重要な部分であることから、市としては、定期的な頻度で報告書の提出を求め、業務内容を把握すべきである。

#### [意見 16]PR業務についての業務水準の確定

「ふるさと納税」をどのようにPRしていくかについて、たとえば、年度当初にPRに関する計画を受託者に提出させ、また年度終了時に報告させる等して、PR業務の内容の充実と、水準の確保を行うべきである。



#### **[意見 17]民法上の法律関係の整理**

「ふるさと納税」の記念品の欠陥等があった場合の法律関係について、市の責任の有無の明確化の見地からその整理を行い、契約書又は仕様書に明記することが望ましい。

#### **[意見 18]今後の手数料のあり方について**

「ふるさと納税」の件数が大幅に増加している中、単価契約としての1件あたり同一単価を維持するのではなく、適宜のタイミングで見直しを行うことも考えられたい。

### **4 【人権政策課】八尾市外国人相談窓口運営業務委託契約**

#### **[意見 19]外国人相談窓口の在り方について**

相談窓口について、将来的には、国の交付金事業が終了する時期が来るため、持続可能な方法のもとで、事業目的を実現するためには、サービス水準の見直しや、一定の相談内容には受益者負担を導入するなど、事業の在り方の見直しを検討すべきである。

#### **[意見 20]今後の契約相手方選定にあたっては競争性を取り入れた方法とすべきであること**

同業務は現在まで2号随契による契約締結がなされてきたが、業務の多くの範囲の再委託がされている状況が見受けられた。遠からぬ時期に、契約相手方の選定にあたり、競争性・公平性が確保される契約方法（プロポーザル等）を採用すべきである。

### **5 【人権政策課】八尾市男女共同参画センター業務委託契約**

#### **[意見 21]男女共同参画センター（すみれ）の行う情報発信事業の再構築について**

男女共同参画にかかる情報発信について、いかなる情報を誰に向けて発信するのか、その目的と効果との関係からいかなるツールを用いるのが効果的であるのか、再度、見直しを行い、事業内容のさらなる整理を検討すべきである。

### **6 【人権政策課】外国人市民情報提供事業委託契約**

#### **[意見 22]情報発信の方法・手段のさらなる検討と地域コミュニティの醸成に向けて事業自体の目標を一步進める必要性について**

外国人市民への情報提供として、紙媒体の情報誌よりもSNSのようなデジタルツールの方が効果的な可能性があることから、紙媒体やウェブサイト以外のツールによ

る情報発信を検討し、また、外国人市民と市の間で継続的な接点を持てるような工夫をすべきである。

#### **[意見 23]現在の受託者に対する随意契約について**

当該業務は現在まで2号随契による契約締結がなされてきたが、業務内容や今後新たな情報ツールを用いることを模索していく時期になっていること等から、今後の契約相手方の選定にあたっては、競争性・公平性が確保される契約方法（プロポーザル等）を採用すべきである。

#### **[意見 24]八尾市外国人相談窓口運營業務委託事業との統合と競争性のある契約方式の採用について**

「外国人相談窓口運營業務委託」と「外国人市民情報提供事業委託」とは、業務目的が重複しているため、将来的には事業を統合したうえ、プロポーザル方式により相手方を選定する方式とし、競争性を適切に取り入れることを検討すべきである。

#### **[結果 2]再委託の確認未了について**

業務の一部について外注されていることが認められたが、市は、再委託等の有無について確認していなかった。再委託等の確認を徹底すべきである。

### **7 【人権政策課】人権啓発関係業務委託契約**

#### **[意見 25]仕様書において業務内容が明確になっておらず、業務実施内容の詳細が記載された報告書も提出されていない**

仕様書で委託業務の内容がほとんど特定されていなかったため、委託業務の発注時に業務内容を明確に特定すべきである。また、受託者からは、業務実施内容の詳細が記載された報告書の提出を受けるべきである。

#### **[意見 26]委託費の積算根拠が不明確であり、また、委託費の精算もされていない**

委託費については、実際に要している費用の実態を把握して、その金額を踏まえた真に必要な金額を精緻に積算する必要がある。また、委託費を概算払いとし、精算を予定している以上、精算の要否を検討するための支出実績を確認のうえ、的確に精算を実施すべきである。

### **8 【人権政策課】八尾市人権啓発事業業務委託契約**

#### **[意見 27]公金外現金の管理方法について**

職員が公務として公金外現金を取り扱う場合についての、取り扱いルールを制定すべきである。また、委託者側である市の事務担当職員と、受託者側で事務局機能を担う職員が同一であることは、事務について適切なチェックが働きがたいため、それらを担当する職員を分離する等の改善をすべきである。

#### **[意見 28]契約書の違約金条項の不備について**

契約書の違約金条項について、八尾市の都合により契約を解除する場合に、業務委託料の10分の1の金額を受託者に支払わせるとの約定が存在したが、このような条項は不合理なため訂正すべきである。

### **9 【市民課・コミュニティ政策推進課】市民課及び庁内案内の窓口業務委託**

#### **[意見 29]事業費削減に向けた事業者選考方法について**

プロポーザル手続での評価基準で価格点の割合が低くなっていた。委託費の増大抑制をより重視して受託事業者を選定する工夫として、次期の選定手続の際には、提案者間での価格競争が働くよう、価格点の評価の割合を増やすべきである。

#### **[意見 30]業務量の実態把握に努めるべきこと**

業務遂行の方法は委託事業者の創意工夫・裁量にゆだねられるとしても、その業務がどのように行われているのかの把握や、委託費額が適切かどうかについて、市自身で検証することも必要である。事業者選定の際には、委託している業務量のボリューム等の把握に努めるべきである。

#### **[意見 31]仕様について（サービス要求水準と指標の設定について）**

業務仕様において、受託事業者に対し複数のサービス要求水準の達成・維持向上を求めているところ、要求がやや過大になっている点が見受けられる。窓口業務全体の成果など市民サービスの向上に向けた、的確な指標となるよう見直すべきである。

#### **[意見 32]納入成果物に関する著作権処理について**

委託業務の過程で作成される著作物は、市の業務のために作成されるものであり、市に著作権を帰属させるのが原則であるべきである。その観点から契約書の条項を見直すべきである。

#### **[意見 33]赤ちゃん応援給付金事業に関する変更契約**

新型コロナウイルス感染症問題に際して行われた赤ちゃん応援給付金事業コールセンター業務委託は、その性質的には変更契約ではなく、単独契約として委託をすべき

であった。また、問い合わせ件数を見れば、著しく費用対効果の低い業務となってしまうことから、今回の結果を真摯に検証して、今後の事務事業に反映するべきである。

## 10 【地域共生推進課】八尾市福祉生活相談支援事業業務委託契約

### [意見 34]事業計画書・事業報告書の様式・記載方法の見直し

受託者から提出される「事業計画書」「事業報告書」は、過年度と全く同じ内容の報告など、一部形骸化している節が見られた。その趣旨・意義を見直して、書式を抜本的に見直し、記載方法の基準をより具体化し、相談員に周知する等の措置を検討されたい。

### [意見 35]2者以上からの見積書の取得

八尾市財務規則では、随意契約の際「なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。」としている。この契約において、相手方以外の者から見積書を取得することが不可能とまでは思われないため、類似事業者に対して見積書を依頼するか、少なくとも、他の自治体における単価や委託料の計算方法などは調査すべきである。

### [意見 36]委託費の積算・検証の不十分性

委託費が適切かどうかという点について、実労働時間・必要人員等を把握しての検証や、経費費目の合理性の検証を十分には行えていなかった。一者見積もりの一者随意契約であることに照らし、もう少し細かい委託費の計算は必要であるといえる。今後、市としてより詳細に委託費の適切性を検証すべきである。

### [意見 37]従事者報告書の記載に関する形式的な過誤

受託者が提出する報告書（取扱責任者と業務従事者を定めて市に報告するもの）に、法人印が欠けていることや、記載された契約書の条文の誤りという形式面での不十分性が存在した。受託者に必要な文書への押印や記載を改めさせるべきである。

### [意見 38]契約保証金を免除する場合の決裁文書の記載方法について

契約保証金の免除については、起案決裁文書に、契約保証金の免除を伺う旨の文言が脱漏していた。今後は、起案決裁の内容に明示的に記載する方法により、免除することの意思決定を明確にすべきである。

## 11 【高齢介護課】八尾市介護保険の窓口業務委託契約

### [意見 39]委託費の積算・検証の不十分性

委託費が適切かどうかという点について、実労働時間・必要人員等を把握しての検証や、経費費目の合理性の検証を十分には行えていなかった（2者からの見積書の提出が行われていたが、それらについての検証が十分と言えなかった）。今後、市としてより詳細に委託費の適切性を検証すべきである。

#### **[意見 40]契約書の「検収」の文言について**

契約書に「検収」という文言を用いた規定が存在しているが、窓口委託業務であり、成果物の納入等を観念しがたい準委任に近い性質を有する契約であるため、「検収」に関する規定について適切な形に修正すべきと思われる。

#### **[意見 41]契約書のリスク分担表の記載（特に「従事者の軽過失」の場合の免責）**

契約書のリスク分担表のうち、受託事業者の従事者の「軽過失」の場合の第三者賠償の負担について、これを市の負担とするような記載となっていた。民法の原則からすれば、受託事業者が負担すべき性質のものとも思われるため、リスク分担表の記載を再度検討して、受託事業者負担とするように定めておくべきである。

#### **[意見 42]契約書記載の「著作権」、特に「翻案権」の処理**

業務マニュアルの引継ぎ等の際を想定すると、著作権の譲渡を受ける著作物の翻案等を市が疑義なく行えるように、現行の契約書の第13条の文言を「著作権の帰属（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む）」というように修正すべきである。

#### **[結果 3]誓約書の取得漏れ**

受託者は、個人情報の保護に関し、全ての従事者の誓約書を市に提出すべきであるが、一部の従事者についてその未提出が存在していた。事後、誓約書を含めて、事業者から提出される書類について漏れが無いかなどを注意すべきである。

### **12 〔健康保険課〕診療報酬明細書等点検業務委託契約**

#### **[意見 43]委託費の適切性の検証の不十分性**

本事業については民間事業者に対する委託の他、国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）に対する委託を行うことも考えられるところ、市は国保連に委託を行った場合の単価等を把握していなかった。競合事業者を探索し、複数事業者から見積書の提出を受ける等、今後は委託費の適切性をより慎重に検証すべきである。

#### **[意見 44]指名競争入札の際の指名**

本事業について指名競争入札を実施する際、入札参加者の指名は、類似業務の実績

などの観点から判断して3の事業者のみに対して行われていたが、候補となる事業者が他にも一定数存在するようにも思われた。そのような場合、市財務規則の「なるべく5人以上の指名」を満たすよう実施すべきである。

### 13 〔健康保険課〕国民健康保険料納付案内コールセンター業務委託契約

#### [意見 45]委託費の積算・検証の不十分性

委託費の適切性の検討が、予算折衝時に、過年度との比較と、事業者から提出させた見積もりの金額の部分のみを比較しての検証に留まっていた。本事業について指名競争入札が行われることを勘案して、数年に一度の間隔で、最低限、実作業に掛かる時間・人員など見積金額の根拠となる中身を踏まえて、合理的な委託費について一定の検証を行うべきである。

#### [意見 46]指名競争入札の際の指名

入札参加者を指名するに際し、同規模自治体等での実績があるかどうか等を基準として絞り込みが行われていた。しかし、本事業の実際の内容・性質に照らせば、その点を大きな考慮要素とするのは不合理な限定であると思われた。指名事業者以外にも、同種事業を実施し得る候補事業者が相当数考えられるため、指名する事業者の数を増やす等、広く競争機会を確保すべきである。

#### [意見 47]契約書のリスク分担表の記載（特に「従事者の軽過失」の場合の免責）

[意見41]と同様の問題があった。同様の対応をされたい。

#### [意見 48]契約書記載の「著作権」、特に「翻案権」の処理について

[意見42]と同様の問題があった。同様の対応をされたい。

#### [意見 49]個人情報保護等に関する事項の履行確認について

仕様書には、個人情報保護等に関する事項があるが、受託事業者が仕様書に沿った履行を行っているかについて、市側で特に確認を行うといったことはされていなかった。事後、履行の確認を適切に行うべきである。

### 14 〔健康保険課・障がい福祉課〕八尾市国民健康保険・高齢者医療及び障がい者医療窓口業務委託契約

#### [意見 50]委託費の積算・検証の不十分性

令和2年度の委託契約は、予定されていたプロポーザルの不調により、前回の受託事業者の継続受注となった一者随意契約の前半部分と、改めてプロポーザルが実施され、1者が応募した上で、前回の受託事業者が受注した後半部分に分かれるが、いず

れについても、見積額に一定の開きが存在していたにもかかわらず、その原因について、具体的な検証が行われていなかった。次回契約更新時には、合理的な委託費について実作業に係る時間・人員等を踏まえて検証を行うべきである。

#### **[意見 51]2 者以上からの見積書の取得**

[意見 50] でのプロポーザル選考が行われた随意契約について、見積書の取得は 1 者のみから留まっていた。事後は、適切に見積書は 2 者以上から取り付けられるようにされたい。

#### **[意見 52]契約書のリスク分担表の記載（特に「従事者の軽過失」の場合の免責）**

[意見 41] と同様の問題があった。同様の対応をされたい。

#### **[意見 53]契約書記載の「著作権」、特に「翻案権」の処理**

[意見 42] と同様の問題があった。同様の対応をされたい。

#### **[意見 54]マニュアルの承認手続きの欠如**

プロポーザルの実施における募集要項には、『事業者は、八尾市に対してマニュアルを提出し、その承認を受けること』という旨の記載が存在するが、実際には、市は、内容は確認しているが、承認は特に行っていなかった。マニュアルの承認の手続きを行って是正をすべきである。

#### **[意見 55]情報誓約書の押印の漏れ**

受託者は、個人情報の保護に関し、全ての従事者の誓約書を市に提出することとなっているが、一部の従事者の誓約書について、押印の漏れが存在した。事後、チェックを行い、形式面・外形面での不備がなくなるように努められたい。

#### **[意見 56]個人情報保護等に関する事項の履行確認について**

[意見 49] と同様の問題があった。同様の対応をされたい。

#### **[意見 57]過去の年度の契約関係文書が保存されていなかったこと**

過去の年度（平成 25 年 10 月から平成 29 年 3 月までの契約文書）の文書について、既に保存期間を経過しており存在しないとの説明を受けた。しかし、文書保存期間に関する八尾市文書取扱規程の「文書の完結」の理解を誤っていたものと解される。以後、文書の保存期間を正しく取り扱われたい。

15 **〔健康推進課〕 定期予防接種業務委託契約**

**[意見 58]実施機関に対する義務の周知について**

個別の病院・診療所は、委託契約の直接の当事者ではなく、契約上の「実施機関」という立場に立つところ、市は、その実施機関に対し、各種の義務を負っていることを文書の発出等により明確な形で伝えるように改善されたい。

16 **〔健康推進課〕 妊婦健康診査業務委託契約**

**[意見 59]数年前の健診分の委託料の請求について**

個別の病院・診療所（実施機関）で実施された健診が「月ごと」に整理がなされ、受託者を経て、市に届く方式で委託料が支払われているが、請求が大幅に遅延しているものがあつた。遅延する背景事情を確認し、受託者と協議の上、問題解決の方法がないか、改善を検討すべきである。また、遅延の理由等を書面にて提出するよう受託者に求めるべきである。

17 **〔健康推進課〕 集団検診業務に係る委託契約**

**[意見 60]市の職員が一部従事することについての入札仕様書における記載の必要性**

市の職員が、当該集団検診業務の一部に従事していることについて、入札仕様書で、それを明示しておくことが望ましい。

**[意見 61]市の職員が一部従事することについての契約書上の責任の明確化**

[意見 60] について、検診業務は受託者が全責任を持って行うべきものであり、市は個別の職員に対する指揮命令を行うものではないことを、契約書上、明確にしておくことが妥当である。

18 **〔健康推進課〕 休日急病診療所窓口業務、診療報酬明細書作成及び総括業務**

**[意見 62]徴収事務委託の範囲等を示す「告示」について**

この契約では「診療費」と「文書交付手数料」の2種類の歳入について、徴収の事務を委託しているが、徴収事務を委託する旨の告示では「休日急病診療料」と表示している。市民に対する情報提供の性格を有する「告示」において、正確な記載を行うべきであり、契約書・仕様書においても、2種類の徴収事務を委託していることが分かるような記載に変更すべきである。

**[意見 63]診療料の徴収事務委託における現金の取扱いについて**

現在、市の職員が、月ごとに4回から5回にかけて、患者等からの診療費等の現金



を移動させるというリスクを負い、また、その度に納付書を作成しては、市の職員の「足」で金融機関まで出向いていくという事務的な負担を負う方式が用いられている。今後は、徴収を行っている受託者側が納入する方式に変更されたい。

## 19 【産業政策課】八尾市立中小企業サポートセンター事業業務委託契約

### [意見 64]プロポーザルの活性化について

現在、プロポーザルにより選定された平成 29 年度の契約者と、継続して随意契約を締結している。プロポーザル手続が行われた当時、このように随意契約が継続されることの明示がなかったが、今後は、プロポーザル時に委託を継続することを予定する期間を明示する、または債務負担行為による複数年契約の活用等を検討されたい。

### [意見 65]事業の評価方法について

市は、受託者から、業務別の支援件数、各企業への支援内容等の報告を受けているが、今後は、事業の効果測定のため、支援を受けた各企業の成果について、支援後の調査等により定量的に把握することを検討されたい。なお、市における把握が困難な場合は、プロポーザルにおいて、成果の把握等に関する提案を求めることも検討されたい。

## 20 【労働支援課】八尾市パーソナル・サポート事業業務委託契約

### [意見 66]居場所事業における日本語訓練等の在り方について

この事業で行われている外国人市民に対する日本語訓練の実施については、就労に距離がある方への支援という事業本来の目的とは異なる観点からの支援も相応に求められている実情があり、また、他の日本語関係の事業と、相当重複する部分があると思われる。外国人市民に向けた日本語学習支援の在り方を検討されたい。

### [意見 67]定期的な委託業者の見直しについて

平成 24 年度にプロポーザルが実施され、その後、同一の受託事業者との随意契約が継続している。委託先の事業者について定期的な見直しを行うことが、委託業務の有効性の向上等を図る面でも有益と思われるため、定期的なプロポーザルの実施を検討されたい。

### [意見 68]支援後の状況の把握について

要支援者に対し、相談等の寄り添い型の就労支援を実施しているところ、生活上の支援が就労準備としての効果を上げているか否かを把握するうえでは、援助により、どの程度の人数・期間について、継続した就労が確保できたかを把握し、また、その

成果についてのデータの抽出や分析を検討されたい。

## 21 〔労働支援課〕地域就労支援コーディネーター業務委託契約

### [意見 69]受託者から市に報告書類を「提出」させるべきこと

委託契約書及び仕様書上によれば、受託者は、市に、就労相談記録の報告等を行う必要があるところ、これについて、市の担当者が、各就労支援センターにおいて記録を閲覧する方法のみで確認しており、市に書面ないしデータが提出されていなかった。市に相談記録を提出させ、随時確認できるようにすべきである。

### [意見 70]相談場所その他の事業の枠組み（福祉生活相談支援事業等の他の事業との関係等）について

委託対象となっている4か所の地域就労支援センターについて、コーディネーターは各1名であるにもかかわらず、地域ごとの相談件数等の格差が大きいため、すべてのセンターにフルタイムかつ専属のコーディネーターを配置するという枠組みは改善の余地がある。また、「福祉生活相談支援事業」との関係でも、事業の枠組みについては見直しの余地がある。見直しの方向性は様々な方法が考えられるところ、実情に応じて検討されたい。

### [意見 71]事業の評価について

本事業は、高齢者・障がい者等の就労困難者に対し、相談等の支援を通じて、就労及びその継続の実現を目指しているが、その支援により、就労及びその継続（就労支援後、一定期間就労を継続できているか）が実現できているかを把握することが事業による効果の把握という観点で重要であるため、市として把握されるよう努められたい。

## 22 〔循環型社会推進課〕8種分別・指定袋制に係るごみ袋の製作及び配送業務委託契約

### [意見 72]製作される「ごみ袋」の検査結果報告について

製作する「ごみ袋」について、袋の強度や有害物質の有無についての試験結果の提出が、市民へのごみ袋の配送、及び1回目の委託料の支払後になされていた。今後は、市民へのごみ袋の配送及び委託先への委託料の支払いに先立って試験結果を確認することを徹底すべきである。

### [意見 73]再委託の金額等の把握について

ごみ袋の作製・保管・配送について一括で委託され、これらの業務について再委託がなされているが、その金額・数量等を把握しているわけではない。再委託の承認時に、各業務のコストの把握に努められたい。また、次期以後の契約締結にあたっては、契約の見直し等の措置を取り、一括で委託契約を行う枠組み自体の相当性について、検討することが望ましい。

#### **[意見 74]指定袋制を採用し無償で配付するという委託業務自体のあり方について**

大阪府内では、現在、八尾市のみが、指定ごみ袋を無償で配付するという方式を採用している。しかし、この方式は、ごみ袋の製作費用・配送費用のみならず、配送の対象とならない市民への窓口配付や、配送数量の確認等のための人件費のコストが生じているため、ごみ袋に関する制度のあり方を検討する必要がある。

### **23 【環境施設課】八尾市リサイクルセンター運転管理業務委託契約**

#### **[結果 4]再委託の承諾について**

受託者の業務とされているリサイクルセンターの「運転」に関しての機械によらない選別や、施設管理にかかる点検業務、清掃及び植栽の管理等について、再委託の承認等の手続きはされていなかった。再委託について、市の承認を得させるようにし、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を提出させることとすべきである。

### **24 【土木管財課】道路・水路台帳更新業務委託契約**

#### **[意見 75]契約相手方の固定について**

現在、道路台帳等のデータを更新するという業務について、同一事業者への随意契約が継続しており、その前提となるシステムの定期的な更新についても同一事業者への随意契約が継続している。一方で、道路台帳のシステムの更新時に他業者の参入可能性を検討しシステムを見直した場合には、更新業務についても競争が可能となり委託業務のコスト低減につながる可能性がある。入札やプロポーザル、複数者の見積もりを比較したうえでの随意契約等の可否を検討すべきである。

### **25 【土木管理事務所】公園・緑地等環境保全清掃業務委託契約**

#### **[意見 76]業務の履行確認について**

受託者であるシルバー人材センターが毎月提出する「作業月報」には、各会員がシルバー人材センターに提出した「作業報告書」が参考資料として市に提出されている。しかし、記載内容が不十分であり、業務の実施状況が公園ごとに客観的に確認できる

ようなものにするべきである。

## 26 【水道局お客さまサービス課】八尾市水道料金徴収等総合業務委託契約

### [意見 77]公募型プロポーザルの参加者を増やす努力などについて

公募型プロポーザル方式の参加者を増やすため、提案見積金額上限額を積算する際の見積額の提出を他の業者にも依頼する、参加について積極的に声がけする等を行うことが望ましい。また、現契約者から聞き取りを行うなどして業務内容を見直すことが、契約額の経済性・合理性を高めることにつながる可能性がある。加えて、業務を仕様に落とし込み、一般競争入札あるいは指名競争入札を行うことも検討されたい。

### [意見 78]他市比較の実施について

[意見 77]に関連して、価格や業務の適正性を検証する手法として、同様の業務を外部委託している他市と比較を行うことにより、業務内容の改善、価格の妥当性の検証などを行われたい。

## 27 【水道局お客さまサービス課】八尾市水道料金システム保守業務委託契約

### [意見 79]次期契約の発注方法について

令和4年5月から始まる次期契約について、契約期間を単年度とするか複数年度とするか、定額契約か単価契約（対応内容ごとの単価を定めておき、実際の発注量に応じて支払額が決まる方式）のいずれにするかについて、検討されたい。また、過去5年間の実績を振り返り、今後の保守量の増減を勘案し、慎重に予定価格を積算されたい。

## 28 【水道局工事管理課】令和2年度平日昼間水道施設修繕補修業務(①)

### 令和2年度休日夜間水道施設修繕補修業務(②)

### [意見 80]局待機の必要性

修繕班は、夜間緊急の時間帯を除き、水道局内での待機(局待機)することが要請されているが、年々修繕件数が減少傾向にある中、修繕工事発生の有無に関わらず、修繕班を水道局内に長時間拘束することに伴うコスト(業務費)が修繕工事件数に見合ったものであるか、という観点からの検証が必要である。効率的な待機体制の構築と委託料の低減に向けて検討されたい。

### [意見 81]夜間緊急招集対応について

市は、受託者に対し、夜間に緊急招集を要請した場合、遅滞なく施工できる体制を

整備することを要請し、一定の対応料を支払っているが、年間の修繕実績をふまえて、対応料の縮減につながるような方式を検討されたい。

#### **[意見 82]入札の競争性の確保について**

市は、入札参加資格の要件緩和等、入札参加者を拡大する見直しを進めているが、受注者がその他の業務従事者を選任する方式は、関与業者の固定化につながりやすく、入札時の業者間の価格競争性の阻害要因となるリスクがあるため、より一層、一般競争入札における価格競争性および透明性が確保できるような方策を検討されたい。

### **29 〔水道局施設整備課〕八尾市水道施設運転管理等業務**

#### **[意見 83]予定価格の設計-直接業務費(労務費)の職種構成比率**

市は、予定価格の設計上、公益社団法人日本水道協会発行の積算要領に準拠して積算しているが、直接業務費(労務費)について、仕様書で要請している配置体制、勤務体制等の実態についても考慮して積算する必要がある。

#### **[意見 84]予定価格の設計-経費率**

予定価格を設計するにあたって、積算要領が示す上限の範囲を上回る率を採用することについては、慎重に判断するとともに合理的な根拠および検討過程を証拠として残す必要がある。

#### **[意見 85]予定価格の設計-直接業務費(労務費)の基準人数**

直接業務費(労務費)の予定価格や入札価格を設計するにあたり、業務従事者の配置条件や基準人数は、重要な前提条件となることから、仕様書上、明瞭に記載する必要がある。また、仕様書上の基準人数を決定するにあたっては、現行の運営実態についても十分に検証した上で、基準人数の見直しの必要性を検討し、効率的な運営になるように努められたい。

#### **[意見 86]予定価格の設計-実績との比較分析**

予定価格の設計上、積算要領記載の「標準点検所要時間」に準拠して保守点検時間を積算しているが、現状、実績と積算時間の比較分析は実施されていない。比較分析することで、施設の実態にあった保守点検時間を把握し、次期以降の積算方法や仕様書の業務量の見直しに活用することを検討されたい。

### **30 〔学校教育推進課〕八尾市英語指導者派遣事業**

#### **[意見 87]保存期間を経過したプロポーザル関係資料の保存について**

平成 24 年度のプロポーザル手続に関する資料は、今後も、仕様書を見直す際に参考となるため、保存期間を経過していたとしても、保存することが望ましかった。単純に保存年限で定期的に廃棄するのではなく、次期以降、仕様書を見直す際、参考となる書類は、必要性の有無を検討し廃棄すべきか否かを決定すべきである。

#### **[意見 88]入札の予定価格を設計した時の見積根拠の保存について**

平成 30 年度に実施された一般競争入札（ただし、その契約価格は、翌年と翌々年の随意契約にも継承されている。）の予定価格の件費単価について、見積根拠が保存されていなかったが、複数業者の見積書等、見積根拠となる証跡を残し、次期以降の仕様書の見直しに活用すべきである。

#### **[意見 89]ネイティブ英語指導者（NET）の資格要件の確認**

事業者に対して、仕様書の資格要件を満たした者がネイティブ英語指導者（NET）として選任されていることを確認できるような書面や根拠書類を提出する義務を課すように仕様書を見直すべきである。また、市が学校訪問時に確認した英語指導能力に関する NET の適合状況については、書面で評価結果を残し、次期以降の仕様書の見直しに活用すべきである。

#### **[意見 90]効果指標の設定と事業の見直し**

英語力向上を期待する事業効果を測定する指標として、現行の 2 技能に限定した効果指標は不十分であり、国や府に報告している 4 技能を含めた英語力の測定指標についても有効に活用することが考えられる。また、現在、4 技能にかかる市の報告数値は、国や府の目標値及び実績平均値とともに下回っている状況にある。市は、保有データを活用し、施策の効果を振り返り、費用対効果の面から見直しを行い、やり方の工夫や事業そのものの企画変更など、効果の向上を志向することを検討されたい。

### **31 〔学校教育推進課〕八尾市研究拠点校学習支援事業**

#### **[意見 91]随意契約の見積金額の検証について**

前年度にプロポーザルにて選定した事業者と随意契約が行われているが、当該事業者から見積書を入手するのみで、他の事業者の見積金額等との比較等は実施されていなかった。財務規則に基づき、なるべく複数の事業者から見積書を入手するとともに、比較した見積書を残す等、検討過程および妥当と判断した結果について証跡を残す必要がある。

#### **[意見 92]業務設計の見直し**

募集人数と比較して、申込者数が少ない状況となっているが、事業設計段階にて、募集人数と申込者数の乖離幅が可能な限り小さくなるよう工夫した上で、委託料を見積る必要がある。また、事業の継続にあたっては、申込割合や出席率が低い要因についての調査を行う等して、費用対効果を高めることができるよう事業設計の見直し及び対策を検討されたい。

### 32 【学務給食課】八尾市中学校給食調理業務委託契約

#### [意見 93]公募型プロポーザルの実施手続における委託先確保の取り組み

平成 30 年度に実施された公募型プロポーザルの実施手続は、参加者を募集するにあたっての期間が短く、結果として、応募者は 1 者のみであった。次回以後もプロポーザルにより契約相手方を選定するのであれば、応募者の側に立って、応募しやすいスケジュールとなるよう検討すべきである。

### 33 【学務給食課】八尾市小学校給食調理業務委託契約

#### [意見 94]変更契約（ミキサー食導入に伴う変更契約）の問題点について

喫食に配慮を必要とする児童が在籍している小学校において、給食の一部をミキサーにかけるための変更契約が行われているが、ミキサー食導入のための業務量の増加に伴う増額幅が過大であると思われ、また、学校間で生じている増額幅の差異について合理的な説明が困難である。変更契約に際しては、事業者側の提示した金額の妥当性を吟味する必要がある。

#### [意見 95]変更契約（食数増加に伴う変更契約）の妥当性について

食数増加に伴う変更契約に際して、「八尾市調理員配置基準」が用いられているが、この「基準」は表が存在するのみであり、その内容や詳細が不明であり、その適用要件等が不明確であるなど、適切な積算に向けて課題があるため、改善されたい。また、適宜基準の見直しを行う仕組みを検討するとともに、入札時の単価が増減される場合にも適用されるものとして、相応の根拠を持つ、明確な基準作りを検討されたい。

以上